入　札　公　告

次のとおり競争入札に付します。

令和８年 11 月 17 日

日本司法支援センター　理事長　白　石　史　子

１　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　日本司法支援センター非常食購入　一式

(2) 仕　様　等　入札説明書及び仕様書による

(3) 履　行　場　所　日本司法支援センターが指定する場所

(4) 履　行　期　間　入札説明書及び仕様書による

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

３　契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（山下）

電話　050－3381－1573

４　入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和８年 12 月 22 日（火）

上記３の場所及び当センターホームページ上

５　入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

６　入札書の提出期限及び提出場所

令和８年 12 月 21 日（月）17 時 00 分

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係

７　開札の日時及び場所

令和８年 12 月 22 日（火）11 時 00 分
東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター本部　会議室

８　入札方式

最低価格落札方式

９　入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記３の場所及び当センターホームページ上において公告する。

日本司法支援センター非常食購入　一式

期　日	業務内容	備考
11月17日　火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
	入札説明会（実施しない）	
11月25日　水　17:00	質問書提出期限	
12月1日　火　17:00	質問書回答期限	
12月8日　火　17:00	履行確約書等提出期限	
12月14日　月　17:00	入札参加合否通知期限	
12月21日　月　17:00	入札書提出期限	
12月22日　火　11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入　札　説　明　書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

1	入札事項	**日本司法支援センター非常食購入　一式**
2	仕様	別添仕様書のとおり
3	入札書提出期限及び提出場所	**令和８年 12 月 21 日（月）17 時 00 分** **日本司法支援センター本部** **総務部財務会計課第二係** 〒164-8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
4	開札日時及び場所	**令和８年 12 月 22 日（火）11 時 00 分** **日本司法支援センター本部　会議室** 〒164－8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
5	契約予定日	**令和８年 12 月 22 日（火）**
6	履行期間	別添仕様書のとおり

7　参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）**「物品の販売」**において**Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ**の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8　入札参加条件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに 12 月 29 日から１月３日までを除く毎日、10 時から 17 時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、**「【入札書類提出】日本司法支援センター非常食購入　一式　〇〇社」**とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和８年 12 月 14 日（月）17 時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記３の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

(1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」参照）

…… １部

(2) **「結果通知書」**（別添参照）…… １部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）

(3) **令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…… １部

(4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…… １部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。

(5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…… １部

(6) **「同等証明書」**（同等証明書作成要領別添書式による）…… １部
仕様書記載の例示品以外にて参加する入札者のみ提出すること（例示品にて参加する入札者は提出不要）

提　出　期　限　**令和８年 12 月８日（火）17 時 00 分**
提　出　場　所　**日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係**
〒164-8721 東京都中野区本町１-32-２ハーモニータワー８階
電 話 番 号：050－3381－1573
Ｅ－ｍａｉｌ：keiyaku@houterasu.or.jp

※　書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

９　入札の方法等

(1)　入札の方法

ア　入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に￥記号を記載すること。

イ　落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ　落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記８(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2)　入札書の提出方法

ア　入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記３の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ　入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ　入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ　入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「日本司法支援センター非常食購入一式の入札書在中」**と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に**「日本司法支援センター非常食購入　一式の入札書在中」**の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ　入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3)　入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア　入札参加資格のない入札者による入札

イ　入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ　入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ　入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ　入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ　入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ　暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク　複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ　その他入札に関する条件に違反したもの

10　開札

(1)　開札は、入札実行者の面前で行う。

(2)　入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3)　本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4)　入札場への入場は、入札事業者１社につき１名とする。

11　落札者の決定

(1)　上記８の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度

の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。
なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記５の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限　**令和８年 11 月 25 日（水）17 時 00 分**
提　出　場　所　**日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係**
質問回答期限　**令和８年 12 月１日（火）17 時 00 分**

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（山下）
電　話　番　号　：050－3381－1573
ＦＡＸ番号　：03－5358－1058
Ｅ－ｍａｉｌ　：keiyaku@houterasu.or.jp
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。
メール表題例
【入札・質問】「日本司法支援センター非常食購入　一式　仕様書に関する質問について」〇〇社

15 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
納付を免除する。

(3) 費用の自己負担
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

日本司法支援センター非常食購入に関する

仕　様　書

本件購入予定物品についての仕様を以下に示す。仕様書に示す条件を満たす物品を選定して入札に参加すること。例示した参考商品以外を選定する場合は、条件を満たしていることを証明すること。

第１　納品物品の品名、条件、参考商品及び数量

１　品　　名　ペットボトル飲料水

条　　件　⑴　サイズ　500ｍｌ

⑵　常温で納入月から５年以上保存可能であること

⑶　水

⑷　賞味期限が記載されていること

参考商品　・株式会社ライフドリンク　カンパニー

富山きときと保存水

・テラビッツ株式会社

山梨の天然水　長期保存

数　　量　1,392 本

２　品　　名　缶入保存用カンパン

条　　件　⑴　内容量　100ｇ程度

⑵　納入月から５年以上保存可能であること

⑶　イージーオープン缶であること

参考商品　・北陸製菓株式会社　hokka のカンパン保存缶（110g）

・三立製菓株式会社　缶入りカンパン（100g）

数　　量　1,392 個

３　品　　名　５年保存可能な保存食　３日分セット（例示：保存食５年セレクトセットⅡ）

条　　件　⑴　ペットボトル飲料水　３ℓ分

⑵　以下アからウまでを満たすアルファ米などの主食　４種類各100ｇ（おかゆの場合は約 40ｇ）

ア　１袋に対し、スプーンが１つ付いていること

イ　水、お湯それぞれで調理が可能であること

ウ　特定原材料９品目及び特定原材料に準ずるもの 20 品目を使用していないこと

⑶　缶入クラッカー・ビスケット・クッキー・保存用ビスコきな粉餅などカロリーが高いもの　３日分相当　４種類

⑷　上記⑴～⑶は、箱（約W388ｍｍ×D205ｍｍ×H150ｍｍ）に梱包

参考商品　⑴　ペットボトル飲料水　1.5ℓ×２本

⑵　アルファ米（ドライカレー　約 100ｇ）

⑶　アルファ米（山菜おこわ　約 100ｇ）

⑷　アルファ米（五目ごはん　約 100ｇ）

⑸　アルファ米（梅がゆ　約 42ｇ）

⑹　保存用ファイバービスケット

⑺　缶入クラッカー

⑻　保存用ビスコ（コンパクトタイプ２パック）

⑼　きなこ餅（８ｇ×10 枚）

数　　量　1,050 セット（箱）

第２　納入方法、場所、期限等

１　納入方法

⑴　上記第１の１及び２を梱包して納入すること。

⑵　上記第１の３の物品を収納した箱の側面には、内容物一覧を表示するとともに、賞味期限又は消費期限を明記して納入すること。

２　納入場所

別紙「日本司法支援センター非常食配送数量及び配送先事務所一覧」記載の各事務所に対し、指定の数量を納入する。

３　納入期限

令和９年３月 12 日必着

４　納入手数料

供給者負担とする。

５　天災等に伴い成果物の納入期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、別途協議する。

６　同等品で入札を希望する場合

本仕様書第１の１から３について例示した参考商品のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができる。同

等品で入札を希望する場合は、本件入札履行確約書提出時に同等品であることを証明する仕様書又はカタログを提出すること。

7　本仕様書に規定されていない事項又は解釈に疑義がある事項については、協議の上、決定すること。

8　供給者は、反社会的勢力ではないこと、又は、反社会的勢力と一切の関係を持たないこと。

以上

別紙　日本司法支援センター非常食配送数量及び配送先事務所一覧

	事務所名	調達予定数 ペットボトル飲料水（単位:本）	調達予定数 缶入り保存用カンパン（単位:組）	調達予定数 保存食セレクトセット（単位:セット）	郵便番号	住所	電話番号
1	本部（含国際室等）	244	244	51	164-8721	中野区本町１－32－２　ハーモニータワー8F	0503383-5333
2	東京地方事務所	50	50	40	160-0023	新宿区西新宿１－24－１エステック情報ビル13F	0503383-5300
3	霞が関分室	4	4	4	100-0013	千代田区霞が関１－１－３　弁護士会館3F	0503383-5330
4	東京法律事務所 上野出張所	28	28	22	110-0015	台東区東上野４－27－３　上野トーセイビル6F	0503383-0202
5	多摩支部	25	25	20	190-0012	立川市曙町２－８－18　東京建物ファーレ立川ビル5F	0503383-5327
6	多摩支部八王子出張所	3	3	3	192-0046	八王子市明神町４－７－14　八王子ONビル4F	0503383-5310
7	神奈川地方事務所	25	25	20	231-0023	横浜市中区山下町２　産業貿易センタービル10F	0503383-5360
8	川崎支部	9	9	8	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11－１　パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
9	小田原支部	6	6	5	250-0012	小田原市本町１－４－７　朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
10	埼玉地方事務所	34	34	27	330-0063	さいたま市浦和区高砂３－17－15　さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
11	川越支部	10	10	9	350-1123	川越市脇田本町10－10　KJビル3F	0503383-5377
12	熊谷地域事務所	5	5	5	360-0037	熊谷市筑波３－195　熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
13	秩父地域事務所	6	6	5	368-0041	秩父市番場町11－１　サンウッド東和2F	0503383-0023
14	千葉地方事務所	22	22	18	260-0013	千葉市中央区中央４－５－１　Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
15	千葉法律事務所	9	9	8	260-0013	千葉市中央区中央３－３－８　日進センタービル5F	0503383-0000
16	松戸支部	6	6	5	271-0092	松戸市松戸1879－１　松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
17	茨城地方事務所	15	15	14	310-0062	水戸市大町３－４－36　大町ビル3F	0503383-5390
18	下妻地域事務所	2	2	2	304-0063	下妻市小野子町１－66　セナミビル1F	0503383-5393
19	牛久地域事務所	4	4	4	300-1234	牛久市中央５－20－11　牛久駅前ビル4F	0503383-0511
20	栃木地方事務所	8	8	7	320-0033	宇都宮市本町４－15　宇都宮NIビル2F	0503383-5395
21	群馬地方事務所	13	13	12	371-0022	前橋市千代田町２－３－12　しののめ信用金庫前橋営業部ビル4F	0503383-5399
22	静岡地方事務所	12	12	11	420-0031	静岡市葵区呉服町２－１－１　札の辻ビル5F	0503383-5400
23	沼津支部	10	10	9	410-0833	沼津市三園町１－11	0503383-5405
24	浜松支部	10	10	9	430-0929	浜松市中央区中央１－２－１　イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
25	下田地域事務所	5	5	5	415-0035	下田市東本郷１－１－10　パールビル3F	0503383-0024
26	山梨地方事務所	6	6	5	400-0032	甲府市中央１－12－37　イリックスビル1F	0503383-5411
27	長野地方事務所	10	10	9	380-0835	長野市新田町1485－１　長野市もんぜんぷら座4F	0503383-5415
28	新潟地方事務所	9	9	8	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86－51　新潟東中通ビル2F	0503383-5420
29	佐渡地域事務所	4	4	4	952-1314	佐渡市河原田本町394　佐渡中央会館1F	0503383-5422
30	大阪地方事務所	51	51	41	530-0047	大阪市北区西天満１－12－５　大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
31	大阪法律事務所	4	4	4	530-0047	大阪市北区西天満３－１－６　辰野西天満ビル3F	0503381-3262
32	堺出張所	3	3	3	590-0075	堺市堺区南花田口町２－３－20　三共堺東ビル6F	0503383-5430
33	京都地方事務所	22	22	18	604-8187	京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435　京都御池第一生命ビルディング3F	0503383-5433
34	福知山地域事務所	3	3	3	620-0054	福知山市末広町１－１－１　中川ビル4F	0503383-0519
35	兵庫地方事務所	21	21	17	650-0044	神戸市中央区東川崎町１－１－３　神戸クリスタルタワー13F	0503383-5440
36	阪神支部	12	12	11	660-0052	尼崎市七松町１－２－１　フェスタ立花北館5F	0503383-5445
37	姫路支部	5	5	5	670-0947	姫路市北条１－408－５　光栄産業㈱第2ビル	0503383-5448
38	奈良地方事務所	10	10	9	630-8241	奈良市高天町38－３　近鉄高天ビル6F	0503383-5450
39	南和地域事務所	3	3	3	638-0821	吉野郡大淀町下渕68－４　やすらぎビル4F	0503383-0025
40	滋賀地方事務所	17	17	16	520-0047	大津市浜大津１－２－22　大津商中三楽ビル5F	0503383-5454
41	和歌山地方事務所	10	10	9	640-8155	和歌山市九番丁15　九番丁MGビル6F	0503383-5457
42	愛知地方事務所	27	27	22	460-0008	名古屋市中区栄４－１－８　栄サンシティービル15F	0503383-5460
43	三河支部	14	14	13	444-8515	岡崎市十王町２－９　岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465
44	三重地方事務所	10	10	9	514-0033	津市丸之内34－５　津中央ビル6F	0503383-5470
45	岐阜地方事務所	11	11	10	500-8812	岐阜市美江寺町１－27　A-RE市役所前Bldg. 2F	0503383-5471
46	可児地域事務所	3	3	3	509-0214	可児市広見５－152　サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
47	中津川地域事務所	3	3	3	508-0037	中津川市えびす町７－30　イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
48	福井地方事務所	8	8	7	910-0004	福井市宝永４－３－１　サクラNビル2F	0503383-5475
49	石川地方事務所	8	8	7	920-0937	金沢市丸の内７－36　金沢弁護士会館内	0503383-5477
50	富山地方事務所	5	5	5	930-0076	富山市長柄町３－４－１　富山県弁護士会館1F	0503383-5480
51	魚津地域事務所	4	4	4	937-0067	魚津市釈迦堂１－12－18　魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
52	広島地方事務所	22	22	18	730-0013	広島市中区八丁堀２－31　広島鴻池ビル1F	0503383-5485
53	山口地方事務所	9	9	8	753-0045	山口市黄金町1-10　菜花道門キューブ2F	0503383-5490
54	岡山地方事務所	10	10	9	700-0817	岡山市北区弓之町２－15　弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
55	鳥取地方事務所	8	8	7	680-0022	鳥取市西町２－311　鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
56	倉吉地域事務所	3	3	3	682-0023	倉吉市山根572　サンク・ピエスビル202号室	0503383-5497
57	島根地方事務所	7	7	6	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500
58	浜田地域事務所	4	4	4	697-0022	浜田市浅井町1580　第二龍河ビル6F	0503383-0026

	事務所名	ペットボトル飲料水（単位：本）	缶入り保存用カンパン（単位：組）	保存食セレクトセット（単位：セット）	郵便番号	住　　所	電話番号
59	西郷地域事務所	3	3	3	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24－９　NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
60	福岡地方事務所	30	30	24	810-0004	福岡市中央区渡辺通５－14－12　南天神ビル4F	0503383-5501
61	北九州支部	14	14	13	802-0006	北九州市小倉北区魚町１－４－21　魚町センタービル5F	0503383-5506
62	佐賀地方事務所	8	8	7	840-0801	佐賀市駅前中央１－４－８　太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510
63	長崎地方事務所	13	13	12	850-0875	長崎市栄町１－25　長崎MSビル2F	0503383-5515
64	佐世保地域事務所	6	6	5	857-0806	佐世保市島瀬町４－19　バードハウジングビル402号室	0503383-5516
65	壱岐地域事務所	3	3	3	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触550-1　海陽ビル2F	0503383-5517
66	五島地域事務所	4	4	4	853-0018	五島市池田町２－20	0503383-0516
67	対馬地域事務所	3	3	3	817-0013	対馬市厳原町中村606－３　おおたビル3F	0503383-0517
68	平戸地域事務所	3	3	3	859-5121	平戸市岩の上町1507-1　NTT平戸ビル本館2F	0503383-0468
69	雲仙地域事務所	4	4	4	854-0514	雲仙市小浜町北本町14-３　雲仙市小浜老人福祉センター2F	0503383-5324
70	大分地方事務所	6	6	5	870-0045	大分市城崎町２－１－７	0503383-5520
71	熊本地方事務所	15	15	14	860-0844	熊本市中央区水道町１－23　加地ビル3F	0503383-5522
72	高森地域事務所	3	3	3	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609－１　NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469
73	鹿児島地方事務所	10	10	9	892-0828	鹿児島市金生町４－10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0503383-5525
74	鹿屋地域事務所	3	3	3	893-0009	鹿屋市大手町14－22　南商ビル1F	0503383-5527
75	指宿地域事務所	3	3	3	891-0402	指宿市十町912－７	0503383-0027
76	奄美地域事務所	3	3	3	894-0006	奄美市名瀬小浜町４－28　AISビルA棟1F	0503383-0028
77	徳之島地域事務所	3	3	3	891-7101	大島郡徳之島町亀津553－１　徳之島合同庁舎2F	0503381-3471
78	宮崎地方事務所	12	12	11	880-0803	宮崎市旭１－２－２　宮崎県企業局3F	0503383-5530
79	延岡地域事務所	3	3	3	882-0043	延岡市祇園町１－２－７　祇園ビル2F	0503383-0520
80	沖縄地方事務所	18	18	17	900-0023	那覇市楚辺１－５－17　プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533
81	宮古島地域事務所	5	5	5	906-0012	宮古島市平良字西里1125　宮古合同庁舎1F	0503383-0201
82	宮城地方事務所	18	18	17	980-0811	仙台市青葉区一番町３－６－１　一番町平和ビル6F	0503383-5535
83	福島地方事務所	11	11	10	960-8131	福島市北五老内町７－５　イズム37ビル4F	0503383-5540
84	会津若松地域事務所	3	3	3	965-0871	会津若松市栄町５－22　フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
85	山形地方事務所	6	6	5	990-0042	山形市七日町２－７－10　NANABEANS8F	0503383-5544
86	岩手地方事務所	9	9	8	020-0022	盛岡市大通１－２－１　岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
87	宮古地域事務所	3	3	3	027-0083	宮古市大通４－４－22　宮古中央ビル2F	0503383-0518
88	秋田地方事務所	10	10	9	010-0001	秋田市中通５－１－51　北都ビルディング6F	0503383-5550
89	鹿角地域事務所	2	2	2	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50　鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
90	青森地方事務所	9	9	8	030-0861	青森市長島１－３－１　日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
91	むつ地域事務所	4	4	4	035-0073	むつ市中央１－５－１	0503383-0067
92	鰺ヶ沢地域事務所	3	3	3	038-2761	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷９－４　鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
93	札幌地方事務所	23	23	18	060-0001	札幌市中央区北１条西９－３－１　南大通ビルN1　1F	0503383-5555
94	函館地方事務所	12	12	11	040-0063	函館市若松町６－７　ステーションプラザ函館5F	0503383-5560
95	江差地域事務所	4	4	4	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199－５	0503383-5563
96	八雲地域事務所	4	4	4	049-3106	二海郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
97	旭川地方事務所	8	8	7	070-0033	旭川市3条通９－1704－１　TKフロンティアビル6F	0503383-5566
98	釧路地方事務所	10	10	9	085-0847	釧路市大町１－１－１　道東経済センタービル1F	0503383-5567
99	香川地方事務所	14	14	13	760-0023	高松市寿町２－３－11　高松丸田ビル8F	0503383-5570
100	徳島地方事務所	9	9	8	770-0834	徳島市元町１－24 アミコビル3F	0503383-5575
101	高知地方事務所	9	9	8	780-0870	高知市本町４－１－37　丸ノ内ビル2F	0503383-5577
102	須崎地域事務所	4	4	4	785-0003	須崎市新町２－３－26	0503383-5579
103	安芸地域事務所	4	4	4	784-0003	安芸市久世町９－20　すまいるあき4F	0503383-0029
104	中村地域事務所	3	3	3	787-0014	四万十市駅前町13－15　アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
105	愛媛地方事務所	9	9	8	790-0001	松山市一番町４－１－11　共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580
106	仙台コールセンター	115	115	92		仙台市内	
	合計	1392	1392	1050			

質　問　書

件名：「日本司法支援センター非常食購入　一式」

日　付　　令和　　年　　月　　日
所在地
会社名
担当者
電　話
ＦＡＸ
E-mail

項番	区　分	該当ページ	質 問 事 項	回　　答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格Ａ列４番縦長横書き
エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履　行　確　約　書

日本司法支援センター理事長　殿

当社は、令和８年11月17日付け公告の「日本司法支援センター非常食購入　一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

担当者
氏　名
連絡先
※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会　社　名

担当者氏名

（ＦＡＸ番号　　）
（メールアドレス　　）

日本司法支援センター

結　果　通　知　書

貴社から提出がありました令和８年 11 月 17 日付け公告の「日本司法支援センター非常食購入　一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合　格

不合格

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター本部　総務部財務会計課　山下
電話　050-3381-1573

※　本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。
　　入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓　約　書

□　私
□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター
理事長　殿

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名　　印

担当者

氏　名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

同等証明書作成要領

１　同等証明書記載内容等

仕様書記載の例示品以外にて入札に参加する場合は、仕様書に掲げる例示品と同等以上の規格要件を満たしていることを本要領別添書式により証明すること。なお、証明に際しては、製品カタログ、その他証明資料等を添えること（マーカー等適宜の方法により該当部分を表示すること。）。

なお、同証明書に関し、当方から追加資料を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

２　提出期限

令和８年 12 月８日（火）17：00 まで

３　提出場所

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係（ 担当：山下 ）

（所在地）〒164-8721　東京都中野区本町１－32－2　ハーモニータワー８階

（直通電話番号）050－3381－1573

４　提出方法

持参、郵送等（令和８年 12 月８日（火）必着）又は電子メールにより提出すること。

なお、郵送等により書類を提出する場合には、書留郵便等により提出期限までに必着するように送付すること。

提出する場合の表題は、「【入札書類提出】日本司法支援センター非常食購入　一式　〇〇社」とすること。

５　用紙規格

日本産業規格Ａ列４番縦長横書きとする。

６　提出部数

１部

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　殿

所在地
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

同等証明書

当社は、入札件名「日本司法支援センター非常食購入　一式」において、下記の物品を納入することを証明します。

記

□　一部、別添資料に掲げる同等品を納入します。

□　全て、別添資料に掲げる同等品を納入します。

※該当する方に□レをつけてください。
※同等品を納入する場合は､カタログ等の資料を添付してください。

契 約 書

１．件　　名　日本司法支援センター非常食購入　一式
２．数　　量　別添仕様書のとおり
３．仕　　様　別添仕様書のとおり
４．納入場所　別添仕様書のとおり
５．納入期限　別添仕様書のとおり
６．契約金額　金●●●●●●円
（うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●円）

別添仕様書に定める物品（以下「本件物品」という。）について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、物品供給契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　本契約は、乙が別添仕様書に基づき、頭書の納入場所及び納入期限内に本件物品を納入し、甲が契約代金を支払うことを目的とする。
（検査）
第２条　乙は、本件物品を納入しようとするときは、甲に通知し、甲の指示に従って頭書の納入場所に納入するものとする。
２　甲は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの下検査を行い、その検査に合格したときは、引渡しを受けるものとする。
３　本件物品が検査に合格しなかったときは、乙は、遅滞なくこれを是正改善して甲の検査を受けなければならない。
４　第１項及び第２項の規定は、前項の場合に準用する。
（契約代金の請求及び支払）
第３条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第２条第１項第７号の２に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第 57 条の４第１項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。
２　甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
３　甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払

わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（再委託）

第４条　乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の全部又は主たる部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託することはできない。

２　乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

３　乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

４　乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第５条　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第６条　乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届

出を要しない。

3　前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（個人情報等の取扱い）

第７条　乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1)　乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3)　乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4)　乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5)　乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。)を第三者に再委託をしようとする場合には､甲の定める様式により｢個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7)　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8)　前２号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9)　乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情

報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2　甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3　乙が第１項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第８条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

（期限の延長）

第９条　乙は、自己の責めに帰することができない事由により納入期限内に本件物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して納入期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2　乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に本件物品を納入することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して納入期限を延長することができる。

3　前項の遅延料は、遅延日数１日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第 10 条　甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2)　納入期限内に、又は納入期限後相当の期限内に本件物品を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3)　乙が本契約の条項に違反したとき。

２　前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

３　前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

４　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件物品の納入をすることが不可能となったときは，本契約を解除することができる。

５　甲及び乙は、第１項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

６　第１項、第４項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第 11 条　乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

２　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 12 条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１

項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 13 条　乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

２　乙は、前項第３号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令（同法第７条の３各項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

５　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

６　本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 15 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

（再委託先等に関する確約）

第16条　乙は、前２条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託先等に関する契約解除）

第17条　乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（違約金等）

第18条　甲は、乙が第14条及び第15条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

２　前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

３　甲は、第14条、第15条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　乙は、甲が第14条、第15条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

５　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

６　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条　乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標

ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第 20 条　甲は、本件物品の引渡しを受けた後、物品の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

２　甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質により、納入期限までに納入しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が納入期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 11 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

４　甲は、前３項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な物品を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

（所有権）

第 21 条　本件物品の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

（過失責任）

第 22 条　乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

２　乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂

行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（危険負担）

第 23 条　甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

２　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（秘密の保持）

第 24 条　乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

（契約保証金）

第 25 条　本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

（管轄裁判所）

第 26 条　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第 27 条　本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲　　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター
理　事　長　　白　石　史　子

乙　　東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役　　●　●　●　●
（登録番号 T-**********）

（代表者→代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター非常食購入　一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1　入札に関する件
2　見積りに関する件
3　契約締結に関する件
4　代金請求及び領収に関する件
5　復代理人選任の件
6　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　所　在　地

商号又は法人の名称

代表者氏名　　印

受　任　者　　住所・連絡先

氏　　名

代 理 人 使用印鑑

（注）受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

（代理人→復代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター非常食購入　一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する件
２　見積りに関する件
３　契約締結に関する件
４　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　所　在　地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受　任　者　　氏　　名

印

復 代 理 人　　住所・連絡先
氏　　名

復代理人 使用印鑑

（注）復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

入　　札　　書

入札物件名　日本司法支援センター非常食購入　　一式

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（数量一式・税抜価格）

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　（印）

（復）代理人氏名　　（印）

(注1)代理人（又は復代理人）による入札であっても、会社の所在地・会社名・代表者氏名を記載すること。

(注2)復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注3)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、上記いずれも押印省略可

担当者

氏　名

連絡先